

令和7年7月期 定例教育委員会議

・開催日時 令和7年7月30日（水） 午前10時00分から

・開催場所 羽曳野市役所 別館3階 特別会議室

・出席者	教 育 長	村 田 明 彦
	教育長職務代理者	奥 野 貞 一
	委 員	多 田 謙 司
	委 員	新 熊 和 彦
	委 員	原 田 奈 緒 美

・説明者	学校教育部長兼生涯学習部長	藤 田 晃 治
	教育政策監	松 村 章 生
	学校教育部理事	新 田 孝 一
	学校教育課長	伊 藤 圭
	食育・給食課第1・2学校	
	給食センター所長	上 村 良 史
	生涯学習スポーツ課	
	中央図書館長	藤 井 逸 郎
	こども保育課長	吉 井 裕 子
	学校教育課長補佐	辻 村 知 史

・事務局	教育政策課長	平 井 有 紀 子
	教育政策課長補佐	尼 丁 香 奈

・議事日程

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 教育長月次報告

日程第3 議案第14号
羽曳野市子ども読書活動推進委員会委員の任免について

- 日程第 4 議案第 15 号
羽曳野市立学校給食センター設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第 5 議案第 16 号
羽曳野市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第 6 議案第 17 号
令和 8 年度使用小学校教科用図書の採択について
- 日程第 7 議案第 18 号
令和 8 年度使用中学校教科用図書の採択について
- 日程第 8 議案第 19 号
令和 7 年度羽曳野市市民表彰候補者の推薦について
- 日程第 9 議案第 20 号
後援名義の使用許可について
- 日程第 10 報告第 9 号
後援名義の使用許可について
- 日程第 11 その他
日程調整など

[教育長 開会の挨拶]

開会：午前 10 時 00 分

日程第 1 会議録署名委員の指名について

教育長において、原田委員を指名しました。

日程第 2 教育長月次報告

教育長から次のとおり口頭にて報告がありました。

- (1) 7 月 14 日に、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正について、文部科学省のリモート説明会に参加しました。
- (2) 7 月 17 日に、ネーミングライツ取得について、タケダハム株式会社から訪問がありました。
- (3) 7 月 21 日に、映画「ヤマトタケル白鳥伝説」試写会に参加しました。
- (4) 7 月 23 日と 24 日に、ドリームフェスティバルに参加しました。

日程第 3 議案第 14 号

羽曳野市子ども読書活動推進委員会委員の任免について

- 中央図書館長から、資料に基づき羽曳野市子ども読書活動推進委員会委員の任免について説明があり承認を求めました。

《中央図書館長》

羽曳野市子ども読書活動推進委員会設置規則によって設置された羽曳野市子ども読書活動推進委員会について、委員の任期が本年 7 月 31 日をもって満了となります。この度、新たに子ども読書活動推進委員会委員を委嘱するにあたり、教育委員会の承認を得るものです。

子ども読書活動推進委員会委員については、羽曳野市子ども読書活動推進委員会設置規則第 3 条第 2 項により、羽曳野市立図書館協議会の代表者、学識経験者、子どもの読書活動に関心のある市民、市立図書館ボランティア団体の代表者等の総勢 10 名です。

任期は同規則第 3 条第 3 項により、令和 7 年 8 月 1 日から令和 9 年 7 月 31 日までの 2 年間となります。

《教育長》

新任の方は、何名ですか。

《中央図書館長》

3名です。

《教育長》

新任の学識経験者の経歴は分かかりますか。

《中央図書館長》

大阪大谷大学の特任教授であり、本市の図書館協議会委員や他市の子ども読書活動推進委員もされています。

【採 決】全委員一致により原案どおり可決することに決定しました。

日程第4

議案第15号

羽曳野市立学校給食センター設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

- 学校給食センター所長から、資料に基づき羽曳野市立学校給食センター設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について説明があり承認を求めました。

《学校給食センター所長》

令和7年9月1日から、市立中学校及び義務教育学校（後期課程）の全員喫食開始にあたり、中学校給食の献立作成等を学校給食センターで行うこと、また、義務教育学校（後期課程）の給食調理及び配送を学校給食センターで行うことから、別紙新旧対照表のとおり第5条第2号及び第3号中「小学校給食」を「学校給食」に改めます。

また、運営委員会の委員のうちPTA代表と給食主任代表について、義務教育学校（後期課程）から選任できるよう、第9条第3号中「（前期課程に限る。以下「小学校等」という。）」を削り、同条第4号中「小学校等」を「市立小学校又は義務教育学校」に改めるものです。

【採 決】全委員一致により原案どおり可決することに決定しました。

日程第 5

議案第 16 号

羽曳野市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

- 学校教育課長から、資料に基づき羽曳野市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について説明があり承認を求めました。

《学校教育課長》

令和 8 年度、羽曳野市立埴生南幼稚園における 3 歳児保育の実施及び高鷲南幼稚園と埴生幼稚園の預かり保育の実施について、この規則の一部及び所要の改正を行うものです。

その詳細については、こども保育課長の吉井からご説明します。

《こども保育課長》

新旧対象表をご覧ください。

第 12 条の入園年齢について、令和 8 年度から埴生南幼稚園においても 3 歳児保育を実施することにより、満 4 歳以上とする幼稚園がなくなり全園で 3 歳児保育を実施することから、満 4 歳以上を満 3 歳以上に改め、ただし書きを削るものです。

次に、第 24 条の預かり保育の実施園及び対象児について、幼稚園を利用する保護者に、就労を希望する方が増えていること等から、令和 8 年度から高鷲南幼稚園と埴生幼稚園において預かり保育を実施することとし、実施する園を明記します。

《教育長》

元々、羽曳野市には 1 小学校区に 1 幼稚園、つまり 14 幼稚園があったところ、現在は 7 幼稚園となっています。

来年度からは、駒ヶ谷幼稚園、古市幼稚園、古市南幼稚園が下開保育園と一緒に、第 3 こども園となります。

そのため、来年度以降に残る 4 園のうち、埴生南幼稚園のみが 3 歳児保育を実施していないことから、来年度から実施することとしたものです。

また、預かり保育については、現状では駒ヶ谷幼稚園のみが実施しております。

駒ヶ谷地区では、ブドウの栽培が盛んなことや保育園が廃園したこともあり、農繁期には預かり保育が必要であった経緯があります。

来年度に関しては、高鷲南幼稚園と埴生幼稚園で実施し、以後は残りの幼稚園での実施を計画しています。

来年度残る4園の現在の園児数は分かりますか。

《こども保育課長》

5月1日現在の園児数では、埴生南幼稚園が4歳児、5歳児の2クラスで30名、高鷲南幼稚園では51名、羽曳が丘幼稚園では26名、埴生幼稚園では37名となります。

《教育長》

今報告がありましたように、今後の課題としては、羽曳が丘幼稚園の園児数となります。その中で、預かり保育を実施してどうなのかということもあります。一方で、少ない人数の中でも、保護者のためには実施してあげるのも良いことです。

《多田委員》

預かり保育は、何時までですか。

《こども保育課長》

午後5時までとなります。

《教育長》

この時間についても、5時でいいのかと。他市の状況はどうですか。

《こども保育課長》

藤井寺市では午後6時まで、富田林市・柏原市では午後5時まで、松原市では朝の7時から午後6時までとなっています。

《教育長》

松原市では幼稚園が2園しかないことも、実施時間に影響していると思います。

《こども保育課長》

本来、幼稚園では保護者の就労要件はありませんが、預かり保育において就労が認定されますと、幼児教育・保育の無償化の対象となります。

《多田委員》

1つの幼稚園に園児をまとめた預かり保育は実施できないのですか。

《教育長》

預かり保育を実施する幼稚園への移動手段が問題となるかと思います。

《新熊委員》

公立幼稚園では、夏休み期間が長いですが、その間はどうですか。

《こども保育課長》

預かり保育を実施しますと、夏休み期間中でも、午前9時から午後5時までとなります。

就労要件を満たす方については、全額ではありませんが、無償化により一部返金となります。

【採 決】全委員一致により原案どおり可決することに決定しました。

日程第6

議案第17号

令和8年度使用小学校教科用図書の採択について

●学校教育課長補佐から、資料に基づき令和8年度使用小学校教科用図書の採択について説明があり承認を求めました。

《学校教育課長補佐》

令和8年度使用義務教育諸学校教科用図書採択の基本事項冒頭に記載がありますように、小・中学校で使用する教科書は4年ごとに採択替えを実施し、その間は同一の教科書を採択することとされています。

小学校では、令和8年度は採択3年目となることから、令和7年度と同様の教科書を採択することについて、承認を得るものです。

なお、今年度は小・中学校において使用する全教科書を閲覧できる教科書展示会をL I Cはびきの教育研究所にて、6月9日から7月4日まで開催しました。

【採 決】全委員一致により原案どおり可決することに決定しました。

日程第7

議案第18号

令和8年度使用中学校教科用図書の採択について

- 学校教育課長補佐から、資料に基づき令和8年度使用中学校教科用図書の採択について説明があり承認を求めました。

《学校教育課長補佐》

中学校では、令和8年度は採択2年目とることから、同一の教科書を採択することについて、承認を得るものです。

《教育長》

同一の教科書を使用することが原則ですが、4年以内であっても、特に不具合があった場合には、採択委員会を開催し、変更することも可能です。

《多田委員》

現場の教員から、実際に使ってみた意見、特にマイナスな意見を集約する場はありますか。

《学校教育課長》

教科ごとに意見を集約し、校長会を通すこととなります。

【採 決】全委員一致により原案どおり可決することに決定しました。

日程第8 議案第19号
令和7年度羽曳野市市民表彰候補者の推薦について

- 教育政策課長から、資料に基づき令和7年度羽曳野市市民表彰候補者の推薦について説明があり承認を求めました。

《教育政策課長》

羽曳野市市民表彰につきましては、特別有功者、有功者、自治功労者、善行者の4つの表彰種類があります。

羽曳野市表彰条例及び審査要領に定められた表彰ごとの選考基準の規定に基づき、各部局から候補者を選定の上、推薦書を提出し、秘書課取りまとめの上、表彰審査委員会にて審査を経た後、市長が表彰を行います。

教育委員会事務局が所管する各課からの表彰候補者の推薦につきましては、教育委員会議にて承認を得た上で、市長に推薦書を提出します。

1枚目の令和7年度羽曳野市市民表彰候補者総括表は、教育委員会事務局各課

から提出された候補者をまとめたものです。

今回は、自治功労者として11名、善行者として1名の方が候補者となり、特別有功者、有功者の候補者はありません。

2枚目以降に資料を添付しておりますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

《教育長》

候補者数は、去年と比べるとどうですか。

《教育政策課長補佐》

令和6年度は15名、令和7年度は12名です。

【採 決】全委員一致により原案どおり可決することに決定しました。

日程第9 議案第20号
後援名義の使用許可について

●教育政策課長から、資料に基づき後援名義の使用許可について説明があり承認を求めました。

《教育政策課長》

新規申請事業が5件となります。

まず1件目は、団体名は株式会社ポップサーカス、事業名は社会福祉事業協賛ポップサーカス東大阪公演、事業実施日は令和7年9月20日から令和8年1月12日までとなります。

事業内容は、世界10数カ国のトップパフォーマー達が集結し、超人的な肉体と高度な技を駆使した迫力のパフォーマンスを繰り広げ、巨大テントでしか味わえない感動と興奮。スマホ画面では収まりきらない、究極のサーカスエンターテインメントとなっています。

事業目的は、老若男女問わずお楽しみいただける健全娯楽として、また社会・情操教育の一助を担う目的の下“東大阪公演”を開催。社会福祉事業として、近隣の福祉施設の方々を無料にてご招待し地域の社会福祉にも微力ながら寄与することを目的としています。

【採 決】全委員一致により原案どおり可決することに決定しました。

2件目は、団体名は株式会社大阪取引所、事業名は夏休み親子経済教室 in 南大阪、事業実施日は令和7年8月3日となります。

事業内容は、大阪取引所による親子経済教室の開催です。

事業目的は、羽曳野市、堺市の小学校に通う児童に向けた金融経済教育プログラムを夏休みのイベントとして実施。併せて、同地域の教育関係者にも見てもらい、学校授業導入の参考にさせていただくことを目的としています。

《教育長》

対象が羽曳野市と堺市だけなのは、なぜですか。

《学校教育課長》

この事業を後援する日経南大阪REBORNコンソーシアムは、南大阪を元気にしようと産官学が連携して設立され、この金融教育の他、出前事業等が計画されており、本市と堺市が参加しています。

今回のイベントにも、羽曳野市内の子どもが参加を予定しています

【採 決】全委員一致により原案どおり可決することに決定しました。

3件目は、団体名はNPO法人Teamプレイズ、事業名は発達に特性のある子ども対象のサッカー活動、事業実施日は令和7年4月1日から令和8年3月31日までとなります。

事業内容及び目的は、知的障がいや発達障がいなど発達に課題のある子どもたちが地域の子どもたちと一緒にサッカーを通して楽しく運動する機会を作り出すことを目的とし、ミニゲームを中心にだれでも楽しく参加できるサッカー教室やサッカーチームとして、トレーニングやゲームを行うものとなっています。

《多田委員》

羽曳野市内での開催はないのですか。

《教育政策課長》

現状は、松原市と大阪市での開催ですが、今後は広げていきたいと伺っています。ただし、現時点では羽曳野市で開催されるかどうかは未定です。

【採 決】全委員一致により原案どおり可決することに決定しました。

4件目は、団体名は一般財団法人大阪はびきの観光局、事業名ははびきの肉ま

つり feat. 日本の食まつり、事業実施日は令和7年10月11日から令和7年10月12日までとなります。

事業内容は、日本の食まつりに登録されたキッチンカー及び一般募集する事業者が南大阪食肉卸商業協同組合より仕入れた食肉を使ったメニューで出店し、販売する。併せて、ワイン、梅酒、クラフトビールも販売するものとなっています。

事業目的は、地場産業である食肉加工業について市民により広く理解してもらうとともに、市外の人にも羽曳野で加工された新鮮で美味しいお肉を味わってもらうことで、肉のまち羽曳野の魅力を体感してもらい、羽曳野への来訪に繋げる。また、食育の観点からも地場産物や歴史など食文化を理解してもらうことを目的としています。

【採 決】全委員一致により原案どおり可決することに決定しました。

5件目は、団体名は医療法人春秋会城山病院、事業名は2025 城山健康フェスタ、事業実施日は令和7年11月1日となります。

事業内容は、医師の講演・デモ機を使用した医療体験・子供向け職業体験・無料介護保険相談などとなっています。

事業目的は、市民の皆さまが病気や当院の取り組みに関心を持ち、正しい知識を得ることで、生活習慣の改善や健康管理への意識を高めていただくことを目的とする。特に今回のテーマである「脳卒中」は、発症後の初動対応が生死を分けることもある重大な疾患であり、早期発見・迅速な対応の重要性を広く伝える。加えて、治療後の生活支援（介護・福祉）についても併せて紹介することで、地域の包括的な健康支援に寄与することを目的としています。

【採 決】全委員一致により原案どおり可決することに決定しました。

日程第10 報告第9号
後援名義の使用許可について

●教育政策課長から、資料に基づき後援名義の使用許可について説明がありました。

《教育政策課長》

前回の教育委員会議以降に教育長が、専決処分を行ったもの3件の報告になり

ます。

1 件目は、専決処分日は 7 月 4 日、団体名は「日本書道芸術院」、事業名は「第 65 回日本書道芸術院展」です。

2 件目は、専決処分日は 7 月 16 日、団体名は「株式会社劇団カップ座」、事業名は「劇団カップ座「ピノキオ」公演」です。

3 件目は、専決処分日は 7 月 28 日、団体名は「第 58 回全国中学校社会科教育研究大会大阪大会・第 31 回近畿中学校社会科教育研究大会大阪大会 実行委員会」、事業名は「第 58 回全国中学校社会科教育研究大会大阪大会・第 31 回近畿中学校社会科教育研究大会大阪大会」です。

日程第 11 その他

- (1) 学校教育部から令和 7 年度羽曳野市立学校特色ある学校づくり推進事業について報告がありました。
- (2) 事務局から今後の日程について報告がありました。

教育長から、次回の 8 月定例教育委員会議を 8 月 27 日（水）に予定することを通知しました。

[教育長 閉会の挨拶]

閉会：午前 11 時 50 分